

「(仮称) 明石市個人情報保護法施行条例」の骨子(案)

1 本市の個人情報保護制度の状況

本市の個人情報保護制度については、現在、「明石市個人情報保護条例」(平成13年条例第1号)の規定に基づき実施しているところですが、今般、国の法体系一本化の方針により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)」が改正されたことに伴い、令和5年4月1日以降は、地方公共団体の機関(議会を除く)に対しても法が直接適用されることとなります。

この法改正により、法と重複する内容の規定を条例で定めることが基本的にできなくなる一方で、個人情報開示請求に係る手続等については条例で独自に規定することとなります。

そこで、令和5年3月31日までに、現行の「明石市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「(仮称)明石市個人情報保護法施行条例」(以下「新条例」といいます。)を制定することについて検討を進めています。

2 新条例の主な概要

① 開示請求に係る費用

現行制度と同様に、コピー代等の実費を徴収します。

② 開示決定の期限及び開示決定期間の延長

現行制度及び本市の公文書公開制度では、開示請求書が提出された日から起算して15日以内(提出日算入)に決定を行い、やむを得ない場合には45日に限りその期間を延長できるとしています。

一方、法は、開示請求があった日から30日以内(請求日不算入)に決定を行い、延長の期間は30日以内に限ると規定し、条例によりこれらの日数を減らすことは認めていますが、増やすことは認めていません。

これを受け、新条例では、通常の見定期限については、現行制度と同様に、開示請求があった日から14日以内(請求日不算入)とします。他方、延長期間については、現行制度の45日にすることを法が認めていないため、法が規定する上限の30日に短縮することにします。

③ 開示決定期間の延長の特例

現行制度では、開示決定期間の延長の特例に関する規定はありません。

一方、法は、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、延長期間内(開示請求があった日から60日以内)にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、さら

なる延長を認めています。

これを受け、新条例では、法の規定と同様に、決定機関の延長の特例を新たに規定することにしますが、延長期間の日数については、法の規定と異なり、上記②記載のとおり、開示請求があった日から44日(14日+30日)となります。

④ 公務員の氏名の開示

現行制度及び本市の公文書公開制度では、職務の遂行に係る公務員の氏名については、原則開示しています。

一方、法は、公務員の氏名を原則不開示としていますが、情報公開条例の規定により開示することとされている情報については、条例の規定により開示することを認めています。

これを受け、新条例では、明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)の規定に鑑み、現行制度と同様に、職務の遂行に係る公務員の氏名を原則開示することにします。

⑤ 個人情報保護審議会の役割

現行制度では、市の各部署における個人情報の収集及び利用等について、その目的、取扱い等が適切であるかを審議する機関として、5名の委員による個人情報保護審議会を設置しています。

一方、法は、個人情報の収集、利用等について審議会等による審議は不要であるとして、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、国の個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができると規定しています。

これを受け、令和5年4月1日以降は、市の各部署における個人情報の収集及び利用等について個人情報保護審議会により審議する必要はなくなりますが、今後も、個人情報の適切な取扱いについて専門的な意見を聴くことができる第三者機関は必要であると考えますので、個人情報保護審議会を引き続き設置し、新条例に規定することにします。